

参考資料

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画

平成22年 3月 1日 策定

青森県県境再生対策室

1. 計画の策定にあたって	・・・	1
2. 計画の位置付け等	・・・	1
3. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議内容	・・・	2
(1) 検討経緯と環境再生の方向性	・・・	2
(2) 協議会からの提言	・・・	3
4. 施策内容	・・・	4
(1) 自然再生	・・・	5
(2) 地域の振興	・・・	6
(3) 情報発信	・・・	7
(環境再生・現場イメージ図)	・・・	8
5. 実施スケジュール概要 (県としての取組み)	・・・	9

参考資料

1. 計画の策定にあたって

本県田子町と岩手県二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄事案について、本県は現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先とし、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針を決定した。

現在、この原状回復方針を基に、産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）の期限である平成24年度までの原状回復事業完了に向けて、計画的に撤去作業を進めており、今後、標高の高いエリアから、順次、廃棄物の撤去が完了し、地山（廃棄物撤去後に露出する自然地盤の土壌）が露出してくる見込みである。

このため、撤去作業と併行して跡地の取扱い方策を検討し、その内容を踏まえ、原状回復事業を効率的に進めるとともに、汚染がないことが確認された地山について跡地に関する事業が円滑に実施されるよう、全体の事業を一体で捉え進めていくことが重要である。

また、本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。

これらを踏まえ、現場跡地の取扱い方策をはじめ、これらの貴重な経験等を活かし、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないとのメッセージへとつなげるための取組み等について「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」として策定するものである。

2. 計画の位置付け等

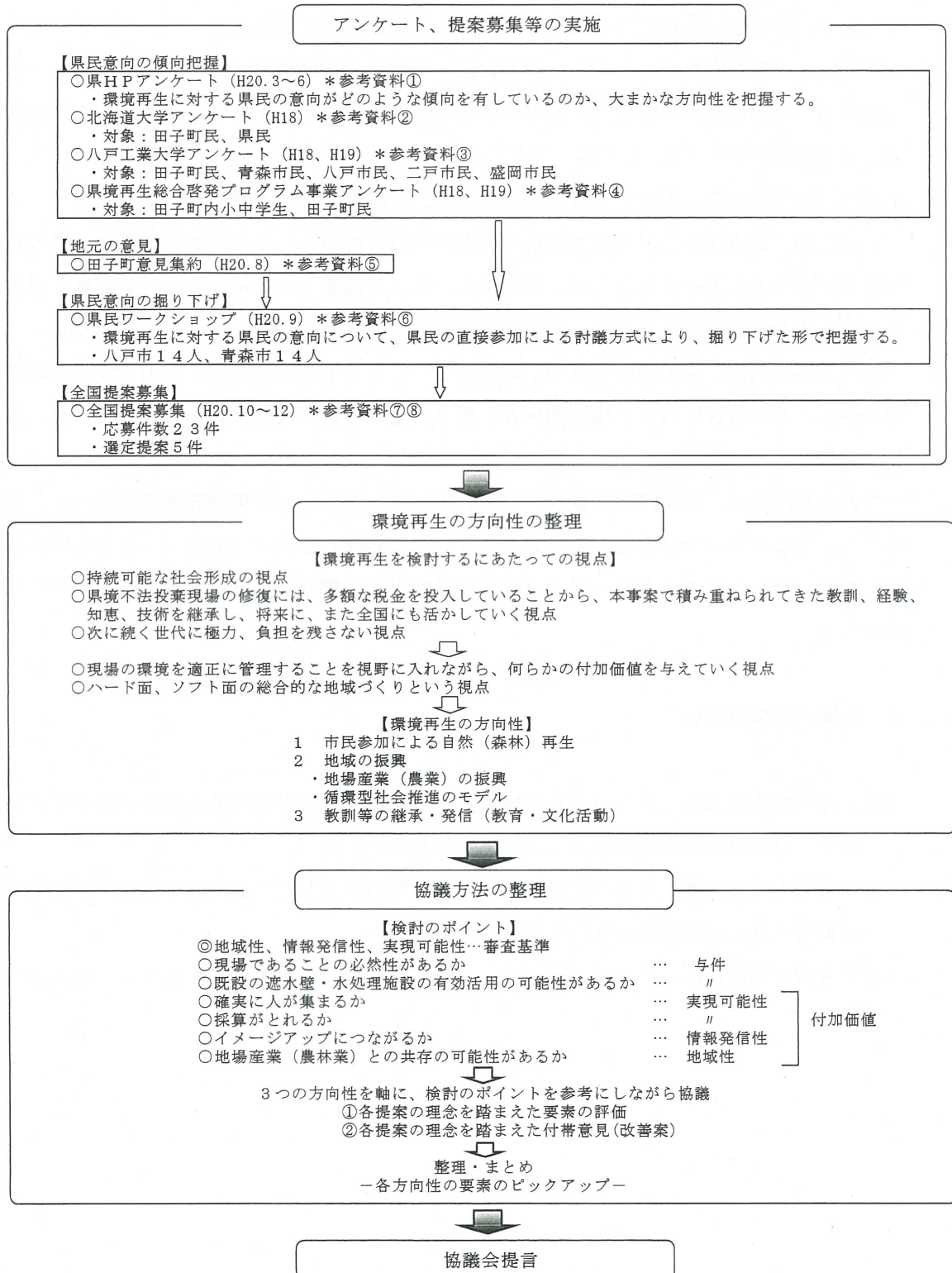
- (1) 産廃特措法に基づき実施される原状回復事業終了後の現場跡地の取扱い方策等について、県の自主的な取組みとして策定するものである。
- (2) 施策内容は、県としての取組みのほか、長期的展望を要するものや幅広い事業主体に期待されるものまで総合的に示すものとする。
- (3) 施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである。

3. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議内容

(1) 検討経緯と環境再生の方向性

計画策定にあたっては、県民意向調査、地元田子町からの意見集約、県民ワークショップ、全国からの提案募集等を実施し、これらの結果を基に「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において協議し、協議会からの提言を踏まえ策定するものとした。

協議会では具体的な施策の検討に先立って、環境再生をどのような視点で検討し、どのような方向性があるのか等について、全国からの提案募集等の結果を踏まえ整理のうえ協議を行った。



(2) 協議会からの提言

協議会では、全国からの提案募集の中から選定された5つの提案について、提案の要素毎に評価を行うとともに、それらを基にした協議結果を付帯意見としてまとめ、県に対する提言とした。

環境再生の方向性	提案 No.	提案の要素	評点	付帯意見
I. 市民参加による自然 (森林) 再生	1	自然配植技術による植林	4.1	①環境再生の方向性や要素について、単独ではなく、組み合わせとして考えていただきたい。 ②自然(森林)再生は、市民参加型ということを重視していただきたい。 ③地域振興の視点を重視していただきたい。 (ハード、ソフト両面の事業が考えられる) ④後世に継承するための資料館を是非整備していただきたい。 ⑤魅力の創造として、観光や廃棄物教育的な要素をキーワードとして考えていただきたい。 ⑥協議にあたって整理した検討のポイントをよく考慮していただきたい。 *参考資料⑩⑪
	3	四季公園 森林公園 緑地公園	2.8	
	5	緑地化 (芝生、桜、広葉樹)	3.4	
II. 地域の振興 ・地場産業(農業)の振興 ・循環型社会推進のモデル	2	エネルギー施設 農業ハウス、 再生緑地、研修施設	3.5	
	3	バイオ燃料化施設 資源リサイクル施設、 水処理施設	2.6	
	3	太陽光発電、風力発電	2.7	
III. 教訓等の継承・発信 (教育・文化活動)	3	環境資料館	3.0	
	3	管理棟 (保養施設機能)	1.9	
	4	環境再生博物館	3.3	
	4	文化行事の開催	3.3	
	4	若手芸術家の制作の場	2.2	
	5	環境再生資料館 (水処理施設の活用)	4.5	

(各選定提案の概要 *参考資料⑨)

- NO.1 八戸市森林組合 「自然配植の考え方に基づく県民参加型自然再生」
自然配植の考え方(地域で育つ木の種を使い、それぞれの特性に合わせて植えること等)を基に、専門家指導型の一般市民参加イベントにより植樹する。
- NO.2 東急建設(株) 「資源循環型によるエコアグリカルチャー」
竹林を再生し、木質バイオマス資源燃料施設により農業ハウスで利用する。
将来的に水素ガス精製施設に切り替える。
- NO.3 NPO・最終処分場技術システム研究協会 「環境調和型廃棄物処理施設と四季公園」
掘削空間、遮水壁、水処理施設を活用して、資源リサイクル施設、バイオ燃料化施設を整備する。
集客のための公園等を併設する。
- NO.4 慶應義塾大学藤倉研究会 「環境再生博物館でアートで発信」
不法投棄の体験や研究機能を有する環境再生博物館を整備する。
跡地を活用したコンサート等の文化行事や芸術家の創作拠点として情報発信する。
- NO.5 八戸工業大学 「教訓を次世代に語り継ぐ県境環境再生記念公園」
芝生、桜、広葉樹の植樹により緑地化するとともに、水処理施設を資料館として活用する。

4. 施策内容

本事案は、全国最大規模の産業廃棄物不法投棄事案として、その原状回復には多大な県民・国民負担を要することとなった。一方、その過程では、多くの関係者の努力が重ねられ、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上での貴重な経験、知恵、技術等が蓄積されてきた。

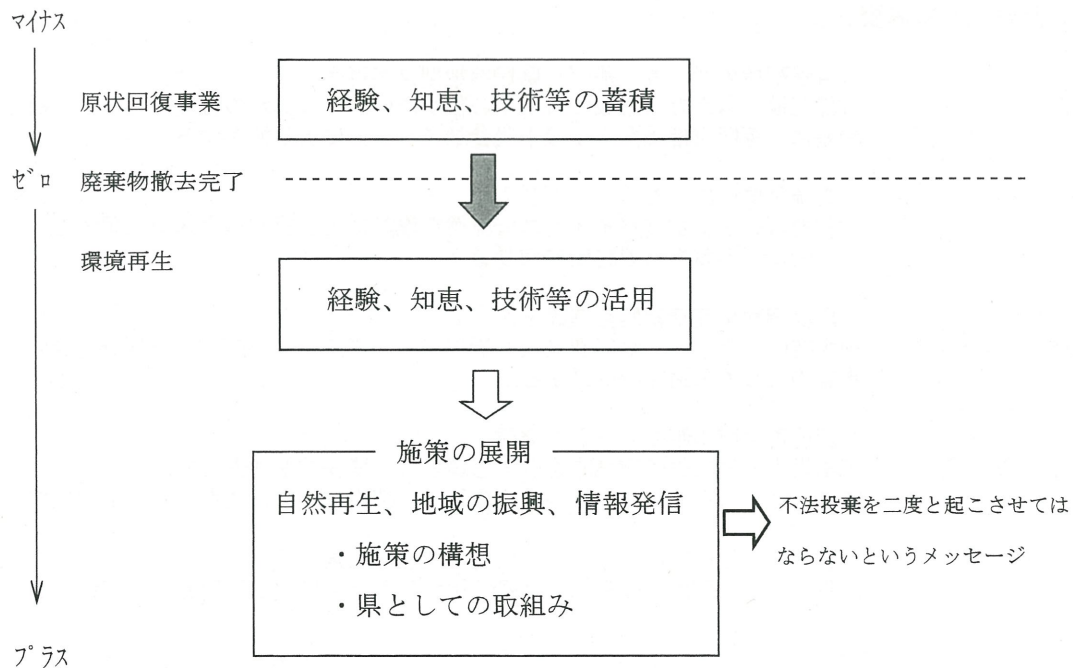
環境再生の取組みは、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とするものである。

そして、そのための施策を3つの方向性（①自然再生、②地域の振興、③情報発信）から展開し、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげていくものである。

施策の取組みや実現に当たっては、長期的な展望を要するものもあり、また、県単独のみならず、地元田子町、県民・国民（NPO、市民グループ等）、民間企業・団体などの連携・協力やそれらの主体的な取組みに期待されるものもある。

ここでは、そうした将来の可能性や事業主体を幅広くとらえ、施策の構想として示したうえで、県として具体化に取り組んでいく施策を示すものである。

【施策の体系概念図】



(1) 自然再生

【施策の構想】

現場跡地は、不法投棄により失われた恵み豊かな大地への思いを馳せながら、緑あふれる豊かな自然環境の再生をめざすものとする。

再生は、本事案に関する現世代の経験等を次に続く世代につなげていく願いを込めた新たな環境創造活動として位置付け、地元住民、県民等が一体となって現場跡地にその第一歩を記しながら、自然の自律的な再生力に委ね、再生された現場を将来に引き継いでいくものとする。

- 植樹による森林域整備
- 市民参加等による植樹活動
- 再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開

【県としての取組み】

- 植樹による森林域整備
 - ・周辺自然林と調和のとれた広葉樹（ブナ、ミズナラ等）の植林
- 市民参加等による植樹活動
 - ・地元・近隣の小中学生等による植樹祭
 - ・一般県民等による植樹祭
 - ・民間企業との連携による植樹活動
- 再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開
 - ・植樹活動に事案学習や周辺観光等を組み込んだ体験メニューの提供

(2) 地域の振興

【施策の構想】

現場跡地は、植樹による森林域整備のほか、地域社会のニーズや現場の自然条件、地理的条件、インフラ条件等を踏まえながら、ハード、ソフト両面での有効活用による地域の振興につなげていくことが考えられる。

ハード面では、地域特性を活かした再生可能エネルギー施設の展開などが考えられる。

ソフト面では、現場からの環境再生のメッセージの発信や新たな地域づくりへの活用の観点から各種イベントの開催等が考えられる。

○再生可能エネルギー施設

○各種イベント（環境イベント、文化イベント等）の開催

【県としての取組み】

○跡地の活用（ハード、ソフト）についての部局横断的な検討

- ・全国公募提案者への事業化の働きかけ
- ・民間企業・団体等への情報提供

○県以外の実施主体における跡地の活用（ハード、ソフト）の促進

(3) 情報発信

【施策の構想】

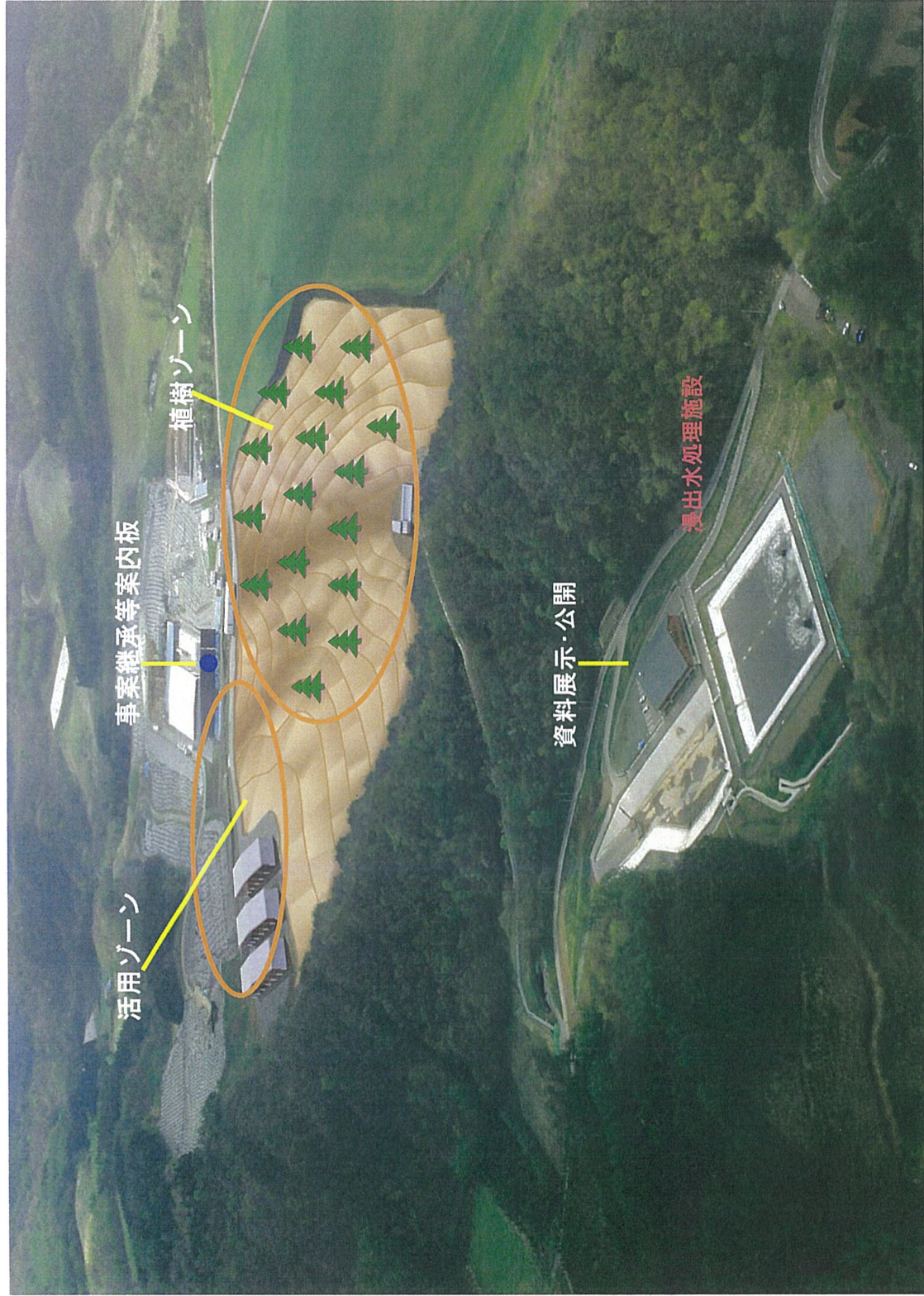
原状回復事業について、事業の状況の積極的かつ継続的な公開に取り組んできた経緯を踏まえ、原状回復事業終了後においても、これらの経験、資料や新たな環境再生の取組み等について、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また、国内外で活用するため、積極的に情報発信することとし、廃棄物の適正処理や持続可能社会形成へのメッセージとしていくものとする。

- 資料の展示・公開（浸出水処理施設の活用等）
- アーカイブの整備・公開
- 学校教育への活用
- 一般市民への啓発行事（イベント、シンポジウム、現場見学会等）の開催
- 民間企業・団体、一般市民等による基金の造成
- 市民参加等による植樹活動（再掲）
- 再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開（再掲）
- 各種イベント（環境イベント、文化イベント等）の開催（再掲）

【県としての取組み】

- 施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料展示・公開
 - ・パネル、廃棄物サンプル等
- 県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性の検討
- 事案継承等の機能を有する案内板の現場への設置
- アーカイブの整備・公開
 - ・原状回復の記録、環境再生の取組み、全国の関連事案・研究成果等
- 学校教育への活用
- 市民参加等による植樹活動（再掲）
- 再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開（再掲）

環境再生・現場イメージ図



5. 実施スケジュール概要（県としての取組み）

ここでは、「4. 施策内容」のうち、県としての取組みに関する主な施策内容の実実施スケジュールを示すものとする。

なお、現場は廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要がある、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれている。また、稼働にあたっては、水処理施設の処理能力を超えないよう、雨水の浸透を抑制する必要がある、表面遮水等の措置が見込まれている。

このため、現場における環境再生事業は、水処理施設の稼働終了後の着手を基本とすることとし、概ねのスケジュールとして示すものである。

